

令和4年度 健全化判断比率の公表について

- 令和5年度に公表する健全化判断比率は下記のとおりとなり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回る値となりました。

比率名	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	備考
実質赤字比率	- %	13.38%	20.00%	黒字 3.33%
連結実質赤字比率	- %	18.38%	30.00%	黒字 35.42%
実質公債費比率	11.5%	25.0%	35.0%	
将来負担比率	31.7%	350.0%		

1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

標準財政規模：標準的に収入されるであろう経常的一般財源の規模で使途の定めの無い1年間の収入に相当するとされます。

一般会計等の実質赤字額の1年間の標準的な収入（標準財政規模）に対する比率であり、この比率が生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

本町の対象となる会計は一般会計のみであり、赤字比率は生じていません。

2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額：① 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質赤字額
〔一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護サービス事業特別会計〕

② 公営企業会計の資金不足額
〔町立別海病院事業会計、別海町水道事業会計、別海町下水道等事業会計〕
①・②の合計

公営企業会計を含む全会計における実質赤字額（資金不足額）の1年間の標準的な収入に対する比率であり、この比率が生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

本町では連結実質赤字比率は生じていません。

3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債等債務}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

地方債等債務
- 特定財源・普通交付税基準財政需要額算入額
標準財政規模
- 普通交付税基準財政需要額算入額

- 地方債等債務: ① 地方債元利償還金
② 公営企業の企業債償還に対する繰出金
③ 一部事務組合・広域連合の地方債償還に対する負担金
④ 公債費に準ずる債務負担行為
⑤ 一時借入金利子
①～⑤の合計

一般会計等が負担する地方債の元利償還金などの債務の1年間の標準的な収入に対する比率です。18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部を除いた起債の発行が制限されます。

本町の比率は算定の結果11.5%となっており、令和4年度単年では11.2%となっています。近年、老朽化した公共施設の建替え等に伴い、地方債発行額が増加傾向にあるため、令和5年度以降の年間の元利償還額も増加するものと予想されます。そのため、比率についても下がる要因が少ないものの、国の示す財政健全化基準の範囲内で推移すると見込まれます。

4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

将来負担額 - 特定財源・充当可能基金・
普通交付税基準財政需要額算入見込額
標準財政規模
- 普通交付税基準財政需要額算入額

- 将来負担額: ① 令和4年度地方債現在高
② 債務負担行為に基づく支出予定額
③ 公営企業債に対する繰出金
④ 一部事務組合・広域連合の地方債残高に対する負担金
⑤ 退職手当支給予定額
①～⑤の合計

一般会計等が将来にわたって返済しなければならない借金の1年間の標準的な収入に対する比率です。将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。350%を超えると、国から財政健全化団体に指定され個別外部監査が義務付けとなり、議会の議決を経た財政健全化計画の策定が必要となります。

本町の将来負担比率は31.7%となっており、将来にわたって返済しなければならない借金の比率は、1年間の標準的な収入に対して約3割となります。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき公表しています。